

令和8年2月26日

令和8年第1回  
恵那市議会定例会議案



# 恵那市民憲章

わたくしたち恵那市民は

- 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましょう
- 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましょう
- 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましょう
- 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましょう
- 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましょう

## 目 次

承第 1 号	専決処分の承認について（専第 1 号 令和 7 年度恵那市一般会計補正予算（第 8 号））	別冊
議第 1 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	5
議第 2 号	恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	7
議第 3 号	恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について	9
議第 4 号	恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について	11
議第 5 号	恵那市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	13
議第 6 号	恵那市法令遵守の推進等に関する条例の一部改正について	25
議第 7 号	恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正について	27
議第 8 号	恵那市国民健康保険条例の一部改正について	29
議第 9 号	恵那市明智回想法センター条例の一部改正について	39
議第 10 号	恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正について	43
議第 11 号	恵那市分担金等徴収条例の一部改正について	45
議第 12 号	恵那市自転車駐車場条例の一部改正について	47
議第 13 号	恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	49
議第 14 号	恵那市こども園設置条例の一部改正について	51
議第 15 号	恵那市議会議員及び恵那市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について	53
議第 16 号	恵那市議会議員及び恵那市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について	55
議第 17 号	財産の処分について	57
議第 18 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	59
議第 19 号	市道路線の廃止について	61
議第 20 号	市道路線の認定について	63
議第 21 号	市道路線の変更について	67
議第 22 号	恵那市過疎地域持続的発展支援計画の策定について	71

議第23号	人権擁護委員の候補者の推薦について	73
議第24号	人権擁護委員の候補者の推薦について	75
議第25号	人権擁護委員の候補者の推薦について	77
議第26号	人権擁護委員の候補者の推薦について	79
議第27号	令和7年度恵那市一般会計補正予算(第9号)	別冊
議第28号	令和7年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	別冊
議第29号	令和7年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	別冊
議第30号	令和7年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	別冊
議第31号	令和7年度恵那市水道事業会計補正予算(第4号)	別冊
議第32号	令和7年度恵那市下水道事業会計補正予算(第3号)	別冊
議第33号	令和7年度恵那市病院事業会計補正予算(第4号)	別冊
議第34号	令和7年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算(第3号)	別冊
議第35号	令和8年度恵那市一般会計予算	別冊
議第36号	令和8年度恵那市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議第37号	令和8年度恵那市介護保険事業特別会計予算	別冊
議第38号	令和8年度恵那市遠山財産区特別会計予算	別冊
議第39号	令和8年度恵那市上財産区特別会計予算	別冊
議第40号	令和8年度恵那市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議第41号	令和8年度恵那市水道事業会計予算	別冊
議第42号	令和8年度恵那市下水道事業会計予算	別冊
議第43号	令和8年度恵那市病院事業会計予算	別冊
議第44号	令和8年度恵那市国民健康保険診療所事業会計予算	別冊

議第 1 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(恵那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 恵那市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年恵那市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(恵那市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 恵那市病院事業の設置等に関する条例（平成16年恵那市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(恵那市監査委員条例の一部改正)

第3条 恵那市監査委員条例（平成16年恵那市条例第249号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(恵那市国民健康保険診療所事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 恵那市国民健康保険診療所事業の設置等に関する条例（平成16年恵那市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議第 2 号

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部改正について

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正  
する条例を次のとおり定める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

恵那市議会議員の報酬の額を改めるため、この条例を定める。

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の  
一部を改正する条例

恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 16 年恵  
那市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「450,000 円」を「462,000 円」に、「410,000 円」を「421,000 円」に、  
「380,000 円」を「390,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 3号

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

市長、副市長及び教育長の給料月額を改めるため、この条例を定める。

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表中「870,000 円」を「894,000 円」に、「720,000 円」を「740,000 円」に、「640,000 円」を「657,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 4号

恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について

恵那市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

人事院勧告に基づき、自動車等使用者に対する通勤手当支給者に対して、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するため、この条例を定める。

## 恵那市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

恵那市職員の給与に関する条例（平成16年恵那市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第14条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員のうち、自動車の駐車のための施設等であって規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの料金に相当する額として、市の規則で定める額を支給する。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 5号

恵那市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

恵那市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、恵那市職員等の旅費に関する規定の見直しを行うため、この条例を定める。

## 恵那市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

恵那市職員等の旅費に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 13 条」を「第 7 条」に、「第 2 章 国内旅行の旅費（第 14 条—  
第 27 条）」を「第 2 章 旅費の種目及び内容（第 8 条—第 20 条）」に、  
第 3 章 外国旅行旅費（第 28 条—第 36 条）  
4 章 雑則（第 37 条—第 39 条）を第 3 章 雑則（第 21 条—  
第 28 条）に改める。

第 2 条第 1 項第 3 号中「職員については、その住所又は居所」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」に改め、同項第 7 号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第 8 号中「扶養親族」を「家族」に、「職員の配偶者」を「内国旅行にあっては職員の配偶者」に、「主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう」を「職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(10) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第 7 項において同じ。）を締結したものをいう。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条第 2 項中「その配偶者」の次に「若しくは子」を加え、同項第 1 号及び第 2 号中「のための」の次に「内国」を加え、同項に次の 4 号を加える。

(4) 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(5) 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(6) 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第18条第1項第2号ア、イ又はエの規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

第3条第5項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）」及び「その出発前に」を削り、「（以下」の次に「次条及び第5条において」を加え、「を「変更」を「の変更」に、「され、」を「を受け、」に、「場合において」を「場合その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「となった金額」を「となる金額又は支出を要する金額」に改め、同条第6項中「交通機関の事故又は」を削り、「市長が」を「規則で」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項中「任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に改め、同条第3項中「等を変更する」を「等の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第4項中「これを変更するには」を「その変更をするには」に改め、「（以下」の次に「この条において」を加え、「に当該旅行に関する事項を記載」を「に規則で定める事項の記載又は記録を」に、「これを当該旅行者に提示」を「当該事項を当該旅行者に通知」に、「これを提示」を「旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をする」に改め、同条第5項中「当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示」を「前項に定める事

項の記載又は記録を」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改め、同条第2項中「のち」を「後」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により」を「旅行に要する実費を弁償するためのものとして第8条に規定する旅費の種目及び第9条から第20条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって」に改め、同条を第6条とする。

第9条から第11条までを削る。

第12条第1項中「する者」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、「の支出又は支払をする者（以下「支出命令権者等」という。）」を「若しくは当該金額の支払をする者（以下この条並びに第27条第1項及び第2項において「支出命令権者等」という。）」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第5項中「及び様式」を「又は記録事項」に改め、同条を第7条とする。

第13条を削る。

第2章及び第3章を次のように改める。

## 第2章 旅費の種目及び内容

### （旅費の種目）

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

### （鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

### （1） 運賃

- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長等に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により市長等以外の職員が異動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は最上級（等級が3以上に区分された船舶により市長等以外の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲

げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とする者に限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
  - (2) 座席指定料金
  - (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 内国旅行の場合であって、市長等が移動するとき 最上級の運賃の額
- (2) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が2に区分された航空機により市長等が移動するとき 最上級の運賃の額
- (3) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により市長等が移動するとき 最上級の直近下位の級の運賃の額
- (4) 外国旅行の場合であって、市長等以外の職員が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の運賃の額  
(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のために特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 自家用自動車(前号に規定する自家用自動車を除く。)を利用する移

動（職員にあっては、旅行命令権者の承認を受けた場合に限る。）に要する費用として規則で定める費用

（５） 前各号に掲げる費用に付随する費用  
（宿泊費）

第 13 条 宿泊費は、宿泊中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第 14 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第 9 条から第 12 条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第 15 条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める 1 夜当たりの定額とする。

（転居費）

第 16 条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第 18 条第 1 項第 1 号ア若しくはイ又は同項第 2 号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は転居の実態を勘案して規則で定める方法により算出される額とする。

（着後滞在費）

第 17 条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行に 5 夜分を、外国旅行にあっては 10 夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第 18 条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

（１） 内国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族 1 人ごとに、職員がその移転をするものとし

て算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てる

ための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して市の規則で定める定額とする。

### 第3章 雑則

#### (退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰往について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

#### (遺族等の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

#### (証人等の旅費)

第23条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が市長と協議して定めるものとする。

#### (旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号並びに第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条第1項及び第19条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

「第4章 雑則」を削る。

第 37 条第 1 項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合」に、「当該旅行」を「旅行」に改め、同条を第 25 条とする。

第 38 条を第 26 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(旅費の返納)

第 27 条 支出命令権者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は規則で定める。

第 39 条を第 28 条とする。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の恵那市職員等の旅費に関する条例（以下この条において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の恵那市職員等の旅費に関する条例（以下この項及び第 3 項において「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち、当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（解職を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。  
（恵那市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）
- 6 恵那市固定資産評価審査委員会条例（平成16年恵那市条例第51号）の一部を次のように改正する。  
第15条中「その他の職員」を「市長等以外の職員」に改める。  
（規則への委任）
- 7 前条に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。



議第 6号

恵那市法令遵守の推進等に関する条例の一部改正について

恵那市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

公益通報者保護法の一部改正に伴い、公益通報を妨害する行為を禁止するなど当該通報を阻害する要因に対処する規定を追加するため、この条例を定める。

## 恵那市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例

恵那市法令遵守の推進等に関する条例（平成 23 年恵那市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条に次の 3 項を加える。

- 3 市長及び関係のある任命権者（以下「市長等」という。）は、職員等に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること、公益通報をした場合に不利益な取扱いをすることを告げることその他の行為によって、公益通報を妨げてはならない。
- 4 前項の規定に違反してされた合意その他の法律行為は、無効とする。
- 5 市長等は、正当な理由がなく、公益通報者である旨を明らかにすることを要求することその他公益通報者を特定することを目的とする行為をしてはならない。

第 13 条第 1 項中「市長及び関係のある任命権者（以下「市長等」という。）」を「市長等」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の第 11 条第 4 項の規定は、この条例の施行後にされた公益通報をしない旨の合意その他の法律行為について適用し、この条例の施行前にされた当該法律行為については、適用しない。
- 3 この条例による改正後の第 11 条第 5 項の規定は、この条例の施行前にされた第 11 条第 1 項の規定による公益通報にも適用する。

議第 7号

恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部改正  
について

恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

地方自治法及び地方自治法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例

恵那市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例（令和2年恵那市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議第 8号

恵那市国民健康保険条例の一部改正について

恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部改正による国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金を徴収するなど所要の改正をするため、この条例を定める。

## 恵那市国民健康保険条例の一部を改正する条例

恵那市国民健康保険条例（平成 16 年恵那市条例第 98 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 10 条の 2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- （1） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- （2） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- （3） 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- （4） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 10 条の 3 第 1 号イ中「(以下「後期高齢者支援金等」という。)、」を「(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び」に、「(以下「病床転換支援金等」という。)及び」を「(以下「病床転換支援金等」という。)、」に改め、「(以下「介護納付金」という。)」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第 2 号イ中「第 75 条」を「法第 75 条」に、「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第 14 条の 6 中「66 万円」を「67 万円」に改める。

第 14 条の 6 の 2 第 1 号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第 14 条の 6 の 6 第 1 項第 3 号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第 14 条の 7 第 1 号中「次号において同じ。）」の次に「の額」を加える。

第 14 条の 12 の次に次の 5 条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第 14 条の 13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第 18 条、第 18 条の 3、第 18 条の 4 及び第 18 条の 5 の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第 23 条第 1 項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額に第 3 号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第 18 条の 5 に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額

(3) 当該年度における第 23 条第 1 項の規定による子ども・子育て支援納付金賦課額の減免の額の総額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第 14 条の 14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第 14 条の 15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、第 14 条の 16 の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第 14 条の 16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第 14 条の 13 第 1 号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第 3 号に掲げる額の見込額の合算額から同条第 1 号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の 100 分の 50 に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第 32 条の 10 の 2 に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 35 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (3) 18 歳以上被保険者均等割 第 14 条の 13 第 1 号イに掲げる額の見込額及び同号イに係る同条第 3 号に掲げる額の見込額の合算額から同条第 1 号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における 18 歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額
- (4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア

からウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 15 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に 2 分の 1 を乗じて得た数と特定継続世帯の数に 4 分の 1 を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に 2 分の 1 を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に 4 分の 3 を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第 4 位未満の端数又は 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する保険料率を決定したときは、すみやかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第 14 条の 17 第 14 条の 14 の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3 万円を超えることができない。

第 17 条第 1 項中「第 14 条の 6 の 3」の次に「若しくは第 14 条の 14」を、「(同条第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」の次に「若しくは同条第 6 項各号に定める額」を、「第 18 条の 3 第 1 項 (同条第 3 項) の次に「又は第 4 項」を加え、「第 14 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た」を削り、「第 18 条の 3 第 4 項第 1 号 (同条第 6 項) を「同条第 5 項 (同条第 7 項又は第 8 項) に、「第 18 条の 4 第 1 項各号 (同条第 3 項又は第 4 項) を「第 18 条の 4 第 1 項各号 (同条第 3 項から第 5 項まで) に、「若しくは同条第 5 項各号 (同条第 7 項又は第 8 項) を「、同条第 6 項各号 (同条第 8 項から第 10 項まで) に、「第 10 項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。) 次項において同じ。)に定める額」の次に「若しくは第 18 条の 5 第 1 項に定める額」を加え、同条第 2 項中「若しくは第 14 条の 6 の 3 若しくは第 14 条の 6 の 7 の額若しくは第 14 条の 8 の額」を「、第 14 条の 6 の 3、第 14 条の 8 若しくは第 14 条の 14 の額」に改め、「第 18 条第 1 項各号に定める額」の次に「若しくは同条第 6 項各号

に定める額」を加え、「第 14 条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た」を削り、「第 18 条の 3 第 4 項第 1 号」を「同条第 5 項」に、「若しくは同条第 5 項各号に定める額」を「、同条第 6 項各号に定める額若しくは第 18 条の 5 第 1 項に定める額」に改める。

第 18 条第 1 項中「66 万円」を「67 万円」に改め、同項第 1 号中「次号及び第 3 号」の次に「並びに第 6 項」を加え、「所得税法第 315 条」を「所得税法第 35 条」に改め、同項第 2 号中「305,000 円」を「31 万円」に改め、同項第 3 号中「56 万円」を「57 万円」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「66 万円」を「67 万円」に改め、同条に次の 2 項を加える。

6 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第 14 条の 14 の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円）とする。

(1) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 7 を乗じて得た額

(2) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあ

っては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額) に 31 万円に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に 10 分の 5 を乗じて得た額

(3) 第 1 項第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額 (世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えた金額) に 57 万円に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の 18 歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険

料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

7 第14条の16第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額（前項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、第14条の16第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」（「第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額」）と読み替えるものとする。

第18条の2中「及び前条第1項」を「、第14条の6の4、第14条の9及び第14条の15並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第6項」に改める。

第18条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「「後期高齢者支援金等賦課額」と、」の次に「「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、」を加え、「と、第5項」を「と、第6項」に改め、同項を第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の16」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の16第3項」と読み替えるものとする。

第18条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第6項各号」と、「第14条」とあるのは「第14条の16」と、第6項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の16第3項」と読み替えるものとする。

第18条の4第1項中「第29条の7第5項」を「第29条の7第6項」に、「66

万円」を「67万円」に、「第5項」を「第6項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「17万円」との次に「、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第5項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に改め、「26万円」との次に「、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第6項」を「第7項」に改め、同項を第8項とし、同条第6項を第7項とし、同条第5項中「66万円」を「67万円」に改め、同項を第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の16」と読み替えるものとする。

第18条の4に次の1項を加える。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第11条」とあるのは「第14条の14」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第18条第1項各号」とあるのは「第18条第6項各号」と、第7項中「第14条」とあるのは「第14条の16」と読み替えるものとする。

第18条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第18条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第14条の16の子ども・子育て支援納付金賦課

額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第 18 条第 6 項、第 18 条の 3 第 4 項の規定により読み替えられた同条第 1 項若しくは同条第 8 項の規定により読み替えられた同条第 5 項又は前条第 5 項の規定により読み替えられた同条第 1 項若しくは同条第 10 項の規定により読み替えられた同条第 6 項に規定する基準に従い当該 18 歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第 14 条の 16 第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 14 条の 16 第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の恵那市国民健康保険条例第 10 条の 2、第 14 条の 6、第 14 条の 6 の 12、第 14 条の 12、第 14 条の 13 から第 14 条の 17 まで及び第 17 条から第 18 条の 5 までの規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 9号

恵那市明智回想法センター条例の一部改正について

恵那市明智回想法センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

令和7年度末での指定管理者の指定期間終了後に市の直営となり、休館日や利用料金などを改めるため、この条例を定める。

## 恵那市明智回想法センター条例の一部を改正する条例

恵那市明智回想法センター条例（平成 17 年恵那市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（管理）

第 3 条 回想法センターの管理は、市長が行うものとする。

第 4 条の見出し中「開館時間」を「使用時間」に改め、同条第 1 項各号を次のように改める。

- （1） 日曜日及び土曜日
- （2） 12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで
- （3） 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

第 4 条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 回想法センターの使用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、休館日及び使用時間を変更することができる。

第 5 条の見出し中「利用者」を「使用者」に改め、同条中「利用」を「使用」に改め、同条第 1 号中「又は指定管理者」を削り、同条第 2 号中「回想法センターの用途及び目的を妨げない範囲において、指定管理者」を「市長」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（使用の許可）

第 6 条 回想法センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第 7 条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「利用」を「使用」に改める。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「指定管理者」を「市長」に、「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同項第 4 号中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同条第 2 項中「利用」を「使用」に、「利用者」を「使用者」に、「指定管理者」を「市長」に改める。

第 9 条を次のように改める。

（使用料）

第 9 条 回想法センターの使用料は、無料とする。

第 10 条を削り、第 11 条中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条及び第 13 条を削り、第 14 条を第 11 条とする。

別表を削る。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。



議第10号

恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正について

恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

貸付金の種類に恵那市林業担い手修学資金を加えるため、この条例を定める。

恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

恵那市貸付金の返還債務の免除に関する条例（令和 2 年恵那市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

恵那市 林業担 い手修 学資金	(1) 修学資金の貸与を受けた者が死亡したとき。	全部又 は一部
	(2) 修学資金の貸与を受けた者が精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、当該貸付金の返還が不可能であると市長が認めたとき。	
	(3) 修学資金の貸与を受けた者が養成施設卒業後、市内の事業所において林業関連技術業務に一定期間以上従事し、かつ、住民登録後一定期間市内に居住したとき。	
	(4) その他特にやむを得ない事情があると市長が認めたとき。	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 1 1 号

恵那市分担金等徴収条例の一部改正について

恵那市分担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

重要インフラ保全対策事業に係る分担金を徴収するため、この条例を定める。

## 恵那市分担金等徴収条例の一部を改正する条例

恵那市分担金等徴収条例（平成 16 年恵那市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 重要インフラ保全対策事業

「  
別表中 

ライフライン保全対策事業	電線	100 分の 50 以内
--------------	----	--------------

 を  
」

ライフライン保全対策事業	電線	100 分の 50 以内
重要インフラ保全対策事業		100 分の 10 以内

に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 1 2 号

恵那市自転車駐車場条例の一部改正について

恵那市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

岩村駅前自転車駐車場などの施設において、指定管理者の指定期間が終了し、直営となることに伴い、当該施設の管理に必要となる準用規定を設けるため、この条例を定める。

## 恵那市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

恵那市自転車駐車場条例（平成 16 年恵那市条例第 192 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条を第 16 条とし、第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（市長による管理）

第 15 条 市長は、第 3 条の規定による指定管理者の指定を行わないとき、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消したとき若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、この条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合において、第 3 条の見出し中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条中「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって別に定めるところにより、市長が指定したもの（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第 4 条（見出しを含む。）及び第 9 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 11 条中「指定管理者は、駐車場の整備その他必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、」とあるのは「市長は、駐車場の整備その他必要があると認めるときは、」と、第 12 条及び第 13 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 1 3 号

恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

機能別消防団員の報酬を改めるなど所要の改正をするため、この条例を定める。

恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を  
改正する条例

恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 項及び第 4 項中「基本消防団員」を「団員」に改め、同条第 5 項を削る。

第 12 条の 2 第 3 項を削る。

第 13 条第 1 項中「団長にあつては部長相当職、副団長及び分団長にあつては課長相当職、その他の基本消防団員にあつてはその他の職員相当職」を「市長等以外の職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の恵那市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた報酬又は費用弁償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬又は費用弁償については、なお従前の例による。

議第14号

恵那市こども園設置条例の一部改正について

恵那市こども園設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

乳児等通園支援事業の実施に伴い、当該事業に係る費用を徴するため、この条例を定める。

## 恵那市こども園設置条例の一部を改正する条例

恵那市こども園設置条例（平成 26 年恵那市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の見出し中「費用」を「保育料」に改める。

第 14 条を第 15 条とする。

第 13 条の見出し中「保育料の減免」を「減免」に改め、同条中「保育料」を「保育料又は利用料」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（乳児等通園支援事業利用料の徴収）

第 13 条 市長は、乳児等通園支援事業（児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）を利用しようとする乳児又は幼児の保護者から、当該事業の利用にかかる費用（以下「利用料」という。）として、規則で定める額を徴収するものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第15号

恵那市議会議員及び恵那市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

恵那市議会議員及び恵那市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を改めるため、この条例を定める。

恵那市議会議員及び恵那市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

恵那市議会議員及び恵那市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成 16 年恵那市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「24,250 円」を「64,500 円」に改め、同条第 2 号中「510 円 48 銭」を「586 円 88 銭」に、「62,100 円」を「316,250 円」に改める。

第 4 条第 1 号中「24,250 円」を「64,500 円」に改め、同条第 2 号ア中「9,500 円」を「16,100 円」に改め、同号イ中「4,750 円」を「7,700 円」に改め、同号ウ中「10,000 円」を「12,500 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第16号

恵那市議会議員及び恵那市長の選挙におけるビラの作成の公営に  
関する条例の一部改正について

恵那市議会議員及び恵那市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例  
の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

(提案理由)

公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の  
限度額を改めるため、この条例を定める。

恵那市議会議員及び恵那市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

恵那市議会議員及び恵那市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例(令和2年恵那市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条及び第4条中「7円51銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。









議第19号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の市道路線を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

路線番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
13040	上矢作町40号線	恵那市上矢作町字ハネ 468番5地先	
		恵那市上矢作町字中越 1169番7地先	

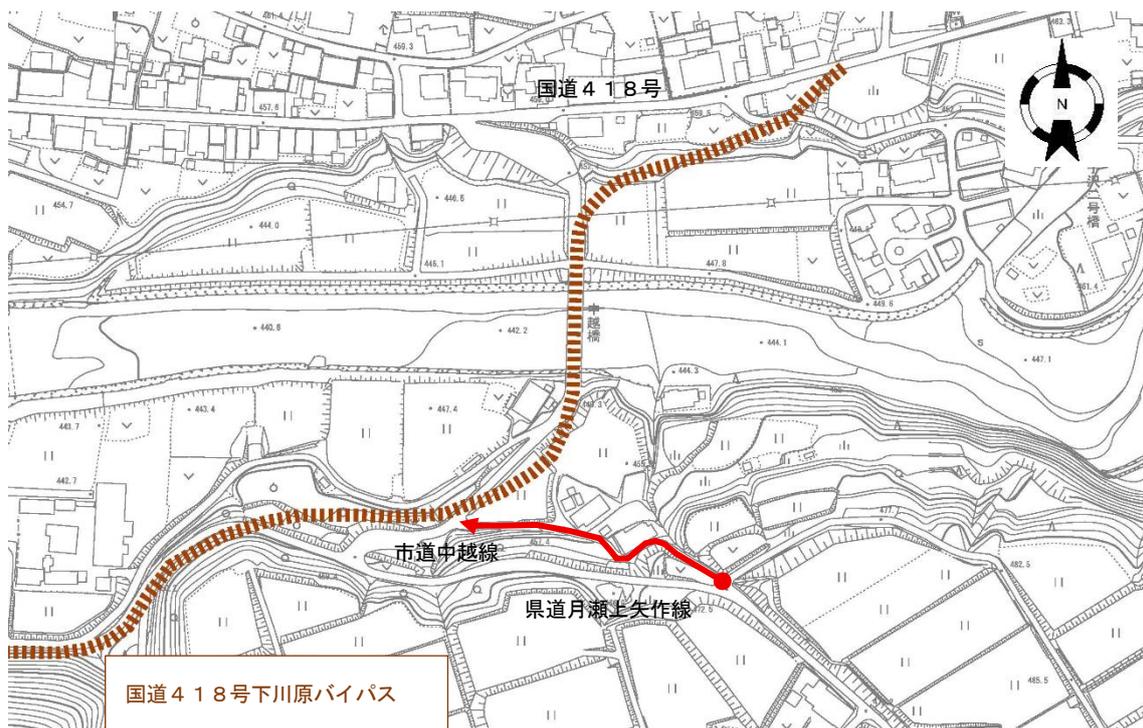
市道路線の廃止

路線番号 13040 上矢作町40号線

起点 恵那市上矢作町字ハネ468番5地先

終点 恵那市上矢作町字中越1169番7地先

延長 145.60m



議第20号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線として認定することについて、議会の議決を求める。

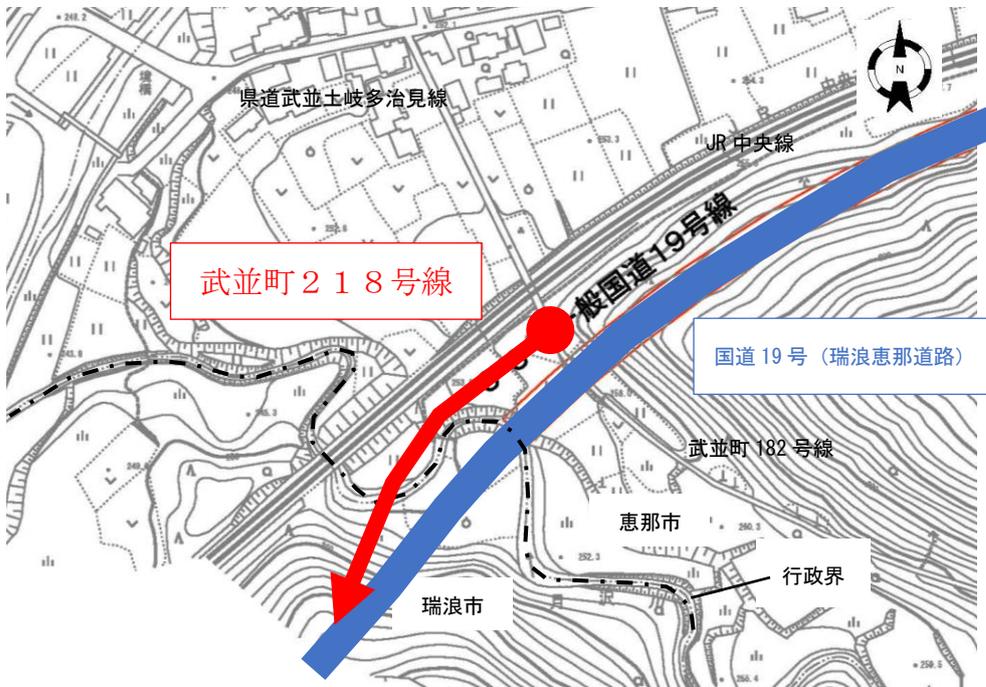
令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

路線番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
05218	武並町218号線	恵那市武並町竹折字月沢	
		瑞浪市釜戸町字大羽根	
13097	上矢作町97号線	恵那市上矢作町字川原島	
		恵那市上矢作町字大門	
13098	上矢作町98号線	恵那市上矢作町字下川原	
		恵那市上矢作町字ハネ	

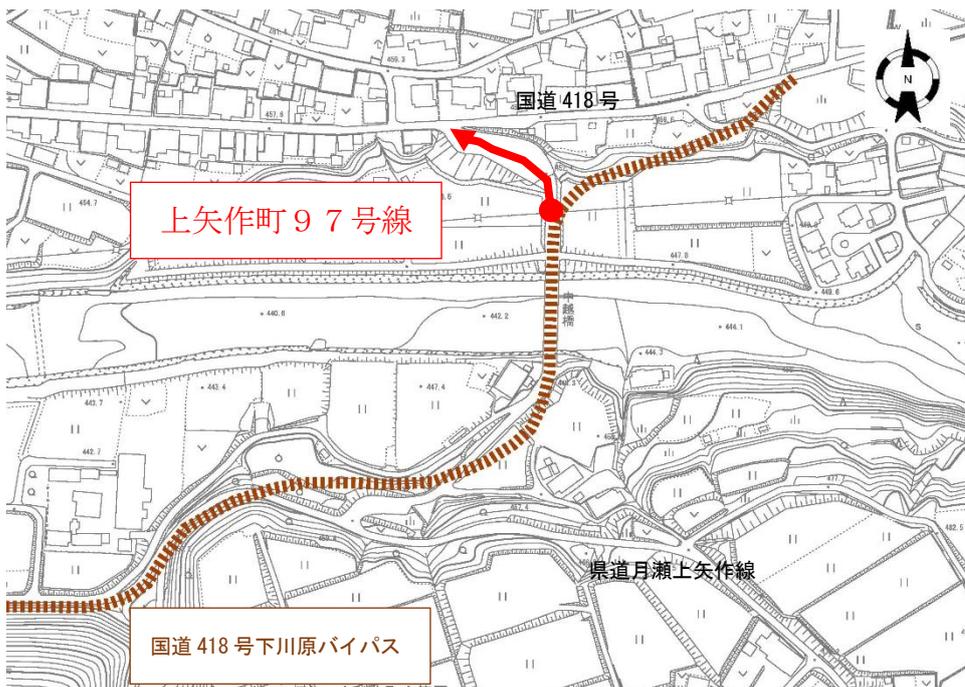
市道路線の認定

路線番号 05218 武並町218号線



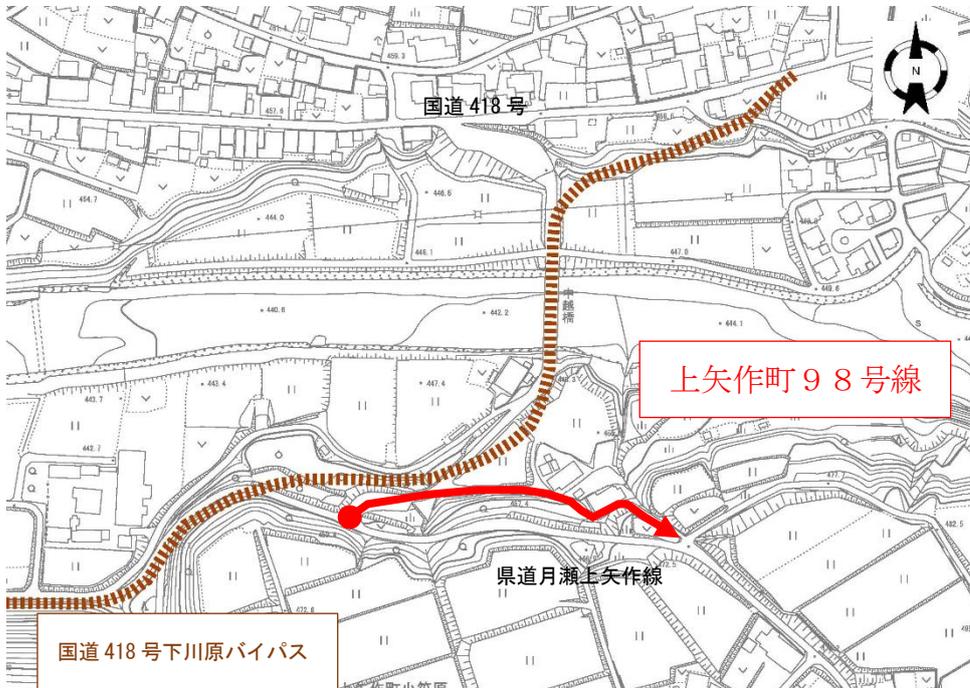
市道路線の認定

路線番号 13097 上矢作町97号



市道路線の認定

路線番号 13098 上矢作町98号





議第 21 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次の市道路線を変更することについて、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

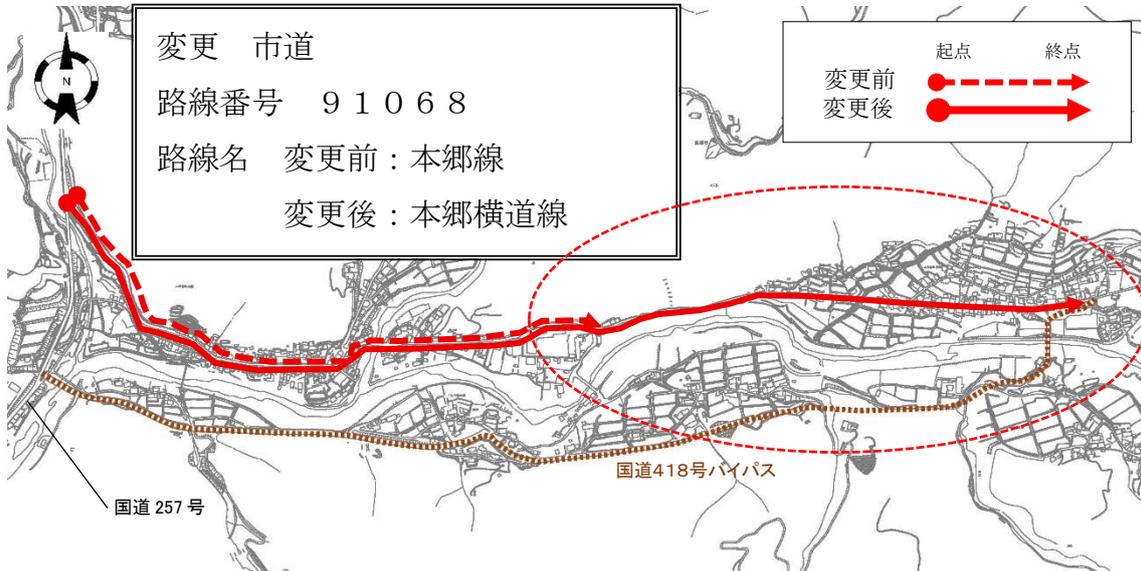
令和 8 年 2 月 26 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

路線番号	新旧	路線名	起点	重要な 経過地
			終点	
91068	旧	本郷線	恵那市上矢作町字長根	
			恵那市上矢作町字城山	
	新	本郷横道線	恵那市上矢作町字長根	
			恵那市上矢作町字大門	
13029	旧	上矢作町 29 号 線	恵那市上矢作町字大門	
			恵那市上矢作町字磯沢	
	新	上矢作町 29 号 線	恵那市上矢作町字東畑	
			恵那市上矢作町字磯沢	
13047	旧	上矢作町 47 号 線	恵那市上矢作町字万場	
			恵那市上矢作町字下川原	
	新	上矢作町 47 号 線	恵那市上矢作町字万場	
			恵那市上矢作町字山グロ	

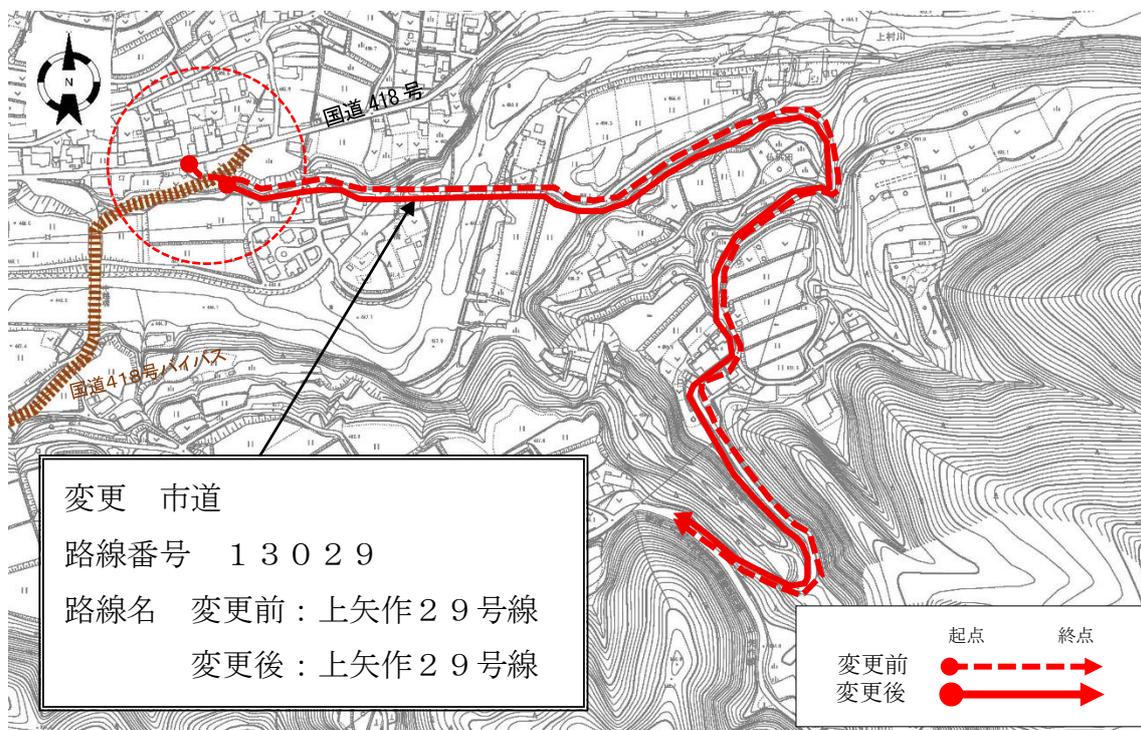
市道路線の変更

路線番号 91068 本郷線



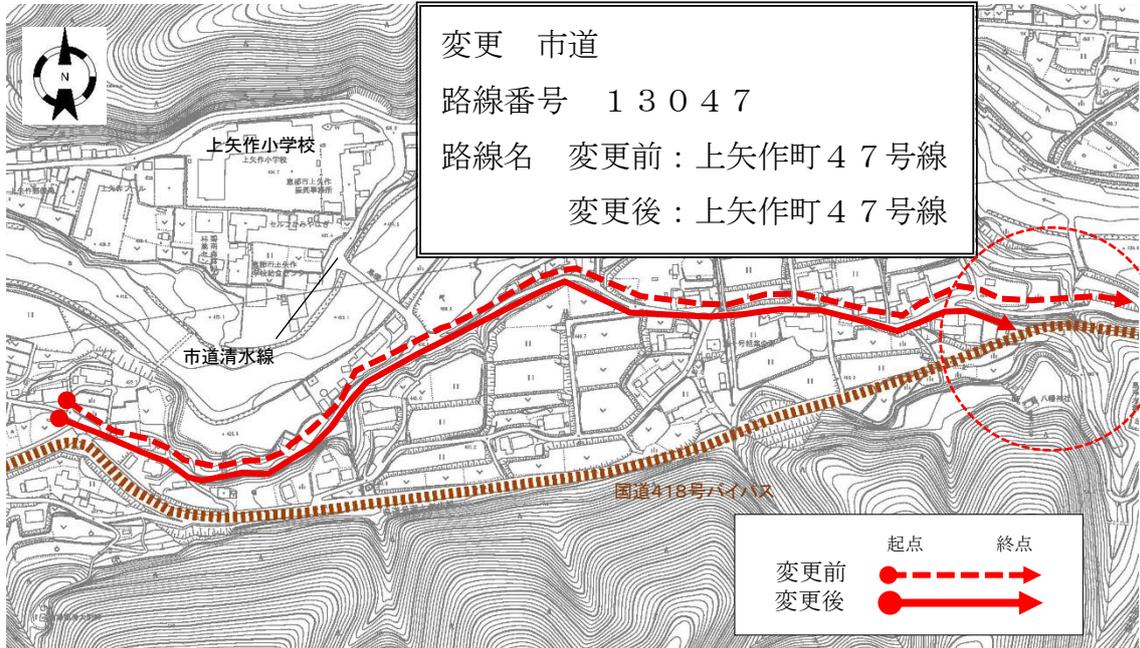
市道路線の変更

路線番号 13029 上矢作町29号線



市道路線の変更

路線番号 13047 上矢作町47号線





議第 2 2 号

恵那市過疎地域持続的発展支援計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 項の規定により、別冊のとおり恵那市過疎地域持続的発展支援計画を定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

恵那市長 小坂 喬峰

（提案理由）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく恵那市過疎地域持続的発展支援計画の計画期間満了に伴い、次期計画を定めることについて、議会の議決を求める。



議第23号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市  
氏 名 柘植 美幸  
生年月日

（提案理由）

現委員である長谷川俊彦氏の任期満了に伴い、新たに柘植美幸氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。



議第24号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市  
氏 名 瀬瀬 佳恭  
生年月日

（提案理由）

現委員である山口宗春氏の任期満了に伴い、新たに瀬瀬佳恭氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。



議第25号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市  
氏 名 高津 典生  
生年月日

（提案理由）

現委員である高津典生氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。



議第26号

人権擁護委員の候補者の推薦について

次の者を法務大臣に対し、人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和8年2月26日提出

恵那市長 小坂 喬峰

住 所 恵那市  
氏 名 平林 和美  
生年月日

（提案理由）

現委員である平林和美氏の任期満了に伴い、再び同氏を人権擁護委員に推薦することについて、議会の意見を求める。



